

(別記)

## 公表基準

公表は次の様式により行うものとする。

### 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

#### ◎ 評価機関

名称	一般社団法人静岡県社会福祉士会
所在地	静岡県静岡市葵区駿府町 1-70 静岡県総合福祉会館 4階
評価実施期間	25年 1月 日～26年 3月 日
評価調査者番号	① H18-a007 ② H18-b001 ③

#### 1 福祉サービス事業者情報

##### (1) 事業者概要

事業所名称：れんげ保育園 (施設名)	種別：保育所
代表者氏名：青山 一子 (管理者)	開設年月日 平成 23 年 3月 30 日
設置主体：社会福祉法人 木華会 経営主体：社会福祉法人 木華会	定員 90 人 (利用人数)
所在地：〒433-8125 浜松市中区和合北 1丁目 2-37	
連絡先電話番号： 053— 482— 8241	FAX番号 053 — 475 — 1021
ホームページアドレス	<a href="http://konohanakai.or.jp/">http://konohanakai.or.jp/</a>

##### (2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事		
一般保育 延長保育 一時保育	入園式 進級の集い プール開き 七夕の夕べ 防災引渡し訓練 運動会 ハロウィン 親子遠足 クリスマス会 新年の集い 節分 生活発表会 交通安全教室 ひな祭り 卒園式		
居室概要	居室以外の施設設備の概要		
保育室 6 室 (うち 1 室はホールと兼) ホール	調理室 沐浴室 調乳室 事務室 会議室 相談室 幼児用トイレ 2 か所 多目的トイレ 1 か所		
職員の配置			
職種	人数	職種	人数
保育士	18	栄養士	2
調理員	4	嘱託医	2

## 2 評価結果総評

### ◆ 特に評価の高い点

- ・保育理念と基本方針が明文化され、各保育室に掲示しています。
- ・園を開設して3年目での受審ですが、保護者や地域住民に対し機関紙「HAPPY」園長の随想欄に役割や社会的責任を継続して掲載しています。
- ・経営の業務の改善については職員からの意見を採用し、取り組みに指導力を発揮しています。
- ・事故補償を行うために十分な賠償保険に加入しています。
- ・地域ニーズに応え、延長保育と、保護者の希望があれば土曜保育を実施しています。
- ・戸外だけでなく、室内においても十分に身体を動かすことができるような空間と設備を整えています。
- ・献立のレシピを園便りに掲載するだけでなく、自由に持ち帰ることができるよう用意したり、手作りおやつを心掛けるなど、子どもだけでなく保護者にも食に関心をもってもらうよう工夫しています。
- ・保育室・トイレとも清潔が保たれ、子どもたちの安全が守られるよう留意点が職員間で共有されています。
- ・子どもたちが自由に友だちと共に遊んだり活動できるような環境を整備し、社会的ルールを身につけることができるよう配慮しています。

### ◆ 特に改善を求められる点

- ・中長期の収支計画の策定が求められ、中長期計画を事業計画へ反映することが求められます。また、計画は組織的に具体的に策定されることが必要です。
- ・マニュアルがテキストで保健指導であったり、情報源としてインターネットの検索先だけの表示であるなど、即、内容が見られないものや、記載内容では実用に不足を生じて実施が不可能なものが散見され、見直しが求められます。また、改訂の規定や手順についての記載も必要です。
- ・職員の教育・研修については園児の教育に結び付く内容の研修は実施されていますが、園児の生活を安全に保持するための基本的な研修計画が必要です。また、研修計画は園としての中長期的に求める教育計画が策定されておらず、個々の職員に対する中長期的な研修計画の策定と具体的な計画が求められます。また、研修終了後の評価・分析・見直しが求められます。
- ・行事ごとに行われている保護者アンケートを分析して保護者の意見を保育に反映させたり、要望や苦情の取り扱いや解決方法を明文化して保護者に周知することが求められます。
- ・説明と同意は写真掲載だけに留まらず、利用開始や個別保育計画の作成等、保育全般に対して行われることが求められます。
- ・個別保育計画を策定することが必要です。
- ・保育課程や個別保育計画等の見直しの時期や手順について整備し明文化されることが求められます。

### 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当法人は設立して3年目であります。歴史もなく、醸成してきた文化のようなものもなく、まだまだ第三者評価を受けるには早いと思っておりましたが、『今だから改善できる』という理事長の一言で、受ける覚悟を決めました。

何も解からなかったので一から教えて頂くつもりで、ありのままの姿を見て頂きました。課題が沢山あることも承知していましたので、今回の結果を踏まえ、今日をスタート地点と考えて一つずつ改善に取り組んで参ります。

評価を受ける際には委員の方に親切に教えて頂き、大変感謝しております。将来を担う子ども達のために、職員が心ひとつに一丸となって、これからも保育サービスの内容の向上に取り組んで参ります。

### 4 評価分類別評価内容

評価対象Ⅰ 1 理念・基本方針	<ul style="list-style-type: none"><li>保育理念と基本方針は保育課程に明文化されていると共に各保育室に掲示されています。</li><li>理念や基本方針は職員に配布と説明を行っていますが、周知の取り組みが十分ではなく、保護者や地域住民に配付は行っていません。</li></ul>
2 計画の策定	<ul style="list-style-type: none"><li>中長期計画は理事長・園長・主任で作成されたもので収支計画が策定されず、事業計画に反映されていません。</li><li>事業計画は組織的に作成されたものではなく、職員や利用者へは年度当初の配付と説明のみで、周知や理解を促すの為の取り組みとして十分ではありません。</li></ul>
3 管理者の責任とリーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"><li>管理者は自らの役割と責任と有事の際の役割を内部の会議だけでなく、機関紙「HAPPY」の園長の隨想欄を通じて保護者会や地域に表明しています。</li><li>法令の理解の為の取り組みについては直近で必要度の高い法律については自ら参加して職員に伝達研修も実施していますが、それ以外の研修の実施や法令のリスト化にまでは至っていません。</li></ul>
評価対象Ⅱ 1 経営状況の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>経営環境の変化への対応については園長や理事長が情報を把握していますが、事業計画への反映には至っていません。</li><li>税理士兼社労士が状況を比較していますが、課題の発見や取り組み、事業計画の反映には至っていません。また、外部監査は実施していません。</li></ul>
2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"><li>組織図と職務分担表がありますが、具体的な記載されていない部分があり、理解するための取り組みとして十分ではありません。</li><li>人事考課は実施していません。</li><li>職員の就業状況は把握されていますが、職員の悩みへの専門家の相談体制がありません。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の質の向上に向けて教育・研修の姿勢が明示され、全職員が何らかの研修を受ける機会を得ています。</li> <li>・研修は当番制で受け、受けた研修の報告を行っています。従って、個別研修計画がなく、これに対する評価や分析と見直しは行われていません。</li> <li>・自己評価を実施し、改善に取り組んでいますが、向上には至っていません。</li> <li>・実習生を受け入れていますが、担当窓口の決まりがなく、園で用意するプログラムがありません。</li> </ul>
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対応はマニュアルが整備され、保護者への連絡方法も決まっていますが、災害時の園児の引き渡しについては、引き渡しの為の基準が具体的でなく、運用するためには十分ではありません。</li> <li>・調理場や水回りの衛生管理等についてはマニュアルがあり、体制が整備されていますが、マニュアルと実働の相違がみられる部分があり、マニュアルの見直し、改訂が求められます。</li> <li>・個々に発生した事故やヒヤリハットについてはタイムリーに職員間で情報の共有と対応はできています。しかし、これを組織として収集し、要因分析や対応策や未然防止策にまで至らず、また、職員研修の予定や実施記録の記載が確認できません。</li> <li>・事故補償に対する方策については十分対応できる賠償保険に加入しています。</li> </ul>
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域との関わりを保育過程に位置づけ、中高生の体験実習を受け入れ、高齢者との交流については自治会長からの協力も得ています。</li> <li>・一時保育に条件が満たされず、実施できない状態でいますが、この補いとして未収園児とその保護者や通えない親子に対して曜日を決めて園庭開放をし、TELによる相談業務や母親交流会、出前講演会を実施しています。</li> <li>・ボランティアを受け入れてについてはマニュアルがありますが、担当窓口が決まっていません。</li> <li>・必要な社会資源のリストは一部機関の掲載のみで保護者への情報として十分ではありません。</li> <li>・定期的に保健所や児童相談所とは連絡を取っていますが、家庭児童相談所との連携がありません。</li> <li>・被虐待児の早期発見や予防についてのマニュアルは、内容が形式的で必要な内容の記載が乏しく、目的が果たしにくく、また、職員研修の予定がなく、実施状況も把握できません。</li> <li>・地域ニーズを把握して保育時間を延長し、保護者から希望がある日は土曜保育を実施しています。</li> </ul>
評価対象Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸外だけでなく室内においても十分に身体を動かすことができるような器具と空間が確保されています。</li> </ul>

1 利用者本位の福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>行事ごとに保護者アンケートは実施されていますが、集計がされておらず保護者の意見が反映されていません。</li> <li>子どもの人権や不適切な関わり防止に関する研修が行われておらず、職員間で疑問に感じる関わりを確認しあう体制が確立されていません。</li> <li>意見箱や要望箱の設置をされ、保護者の意見をくみ取ろうとする姿勢は認められますが、具体的な運用方法はありません。</li> <li>子どもたちが調理の場面を見たり、においを感じることができないように環境面で工夫が見られ、献立のレシピを用意したり、手作りおやつを心掛けたりして子どもたちや保護者に食に関心をもってもらえるよう工夫しています。</li> <li>子どもの年齢にあったトイレが用意され、子どもの安全を守るための留意点が職員間で共有されています。また清潔も保たれています。</li> <li>保護者からの意見をいつでも受け付ける姿勢は保たれ、苦情解決の体制も整備されていますが、それらが保護者に周知されておらず、また解決されるための手順や対応方法のマニュアルが整備されていません。また、ホームページでも苦情に対する具体的な対応が確認できません。</li> </ul>
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり一人の保育士の自己評価は学期ごとに行われていますが、結果を分析して課題を明確にする作業はされていません。</li> <li>保育ハンドブックや職員マニュアルは整備され職員に配布されていますが、職員全員で読み合わせをしたり、確実にその方法で保育されているかの確認はされていません。</li> <li>子どもひとり一人の既往歴や予防接種の状況は記録で確認できますが、健康診断及び歯科検診の結果を全職員が把握しているかの確認はしていません。</li> <li>子どもがけがをした場合の対応については事故報告書で確認できますが、具体的な対応策について協議された記録がありません。</li> <li>保育環境は整備され、年齢に応じた保育が工夫され展開されていますが、どの年齢の子どもも個別指導計画が策定されておらず、ケース会議も開催されていません。</li> <li>記録管理の責任者は設置していますが、明示されておらず、管理規定及び情報開示規定は策定されていません。</li> </ul>
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月園便りを自治会長に手渡し、回覧板で各戸に配布されています。</li> <li>「入園の手引き」が作成され保護者に配布されていますが、同意書は写真掲載のみで、利用開始を始めとするその他の同意書はありません。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の変更や家庭への移行に当たっての手順や引継ぎ文書が定められていません。</li> </ul>
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや保護者の状況は把握していますが、アセスメントの手順が定められていません。</li> <li>支援が必要な子どもひとり一人に対する個別・具体的な支援方法が策定されていません。</li> <li>保育家課程が園長と主任で編成され、定期的な評価や評価に基づく改善がされていません。</li> <li>子どもひとり一人の保育計画、指導計画が策定されていません。また、サービス実施計画の評価、見直しに関する手順がなく、これまで見直しがされていません。</li> </ul>

## 5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

### 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。	
① 理念が明文化されている。	A
② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。	
① 理念や基本方針が職員に周知されている。	B
② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	C

##### I-2 計画の策定

	第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	
① 中・長期計画が策定されている。	B
② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	C
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。	
① 事業計画の策定が組織的に行われている。	C
② 事業計画が職員に周知されている。	B
③ 事業計画が利用者等に周知されている。	B

### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1)	管理者の責任が明確にされている。	
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	B
I-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている。	
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	B
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### II-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
II-1-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している。	
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	B
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	B
	③ 外部監査が実施されている。	C

#### II-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1)	人事管理の体制が整備されている。	
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	B
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	C
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
II-2-(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	B
II-2-(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	B
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	C
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	C
	④ 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	B
II-2-(4)	実習生の受け入れが適切に行われている。	
	① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	B

## II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。		A
② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。		B
③ 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。		B
④ 発生した事故を把握している。		B
⑤ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。		B
⑥ 安全確保の取組は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。		B
⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。		A

## II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
① 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。		B
② 施設が有する機能を地域に還元している。		B
③ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。		B
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
① 必要な社会資源を明確にしている。		B
② 関係機関等との連携が適切に行われている。		B
③ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。		B
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
① 地域の福祉ニーズを把握している。		B
② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。		A

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### III-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。		B
② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるよう環境が整備されている。		A
③ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。		B
④ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。		B

	⑤ 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	C
III-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	B
	② 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	B
	③ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	④ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	A
	⑤ 沐浴・清拭時の快適性に配慮し、安全に沐浴できる工夫がなされている。	A
	⑥ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
III-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	B
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	C
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	B
	⑤ 相談援助の困難な場合についての対応方法がルール化されている。	C
	⑥ 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	B
	⑦ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

## III-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
III-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	B
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	C
III-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	B
	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	C
III-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	A
III-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B
	② 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	B

	③ アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわるような人的・物的環境が整備されている。	B
	⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	A
	⑥ 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
	⑦ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
	⑧ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	B
	⑨ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	C
III-2-(5)	子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。	
	① 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	A
III-2-(6)	特別な保育への対応や配慮が行われている。	
	① 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 一時預かりは、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
III-2-(7)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	C
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	C
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	C

### III-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
III-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている。	
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	B
III-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	C

### III-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
III-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	C
III-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	B
	② 子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	C
	③ 必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
	④ サービス実施計画を適切に策定している。	C
	⑤ 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	C